



2024年8月13日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明  
(コード番号：2743 東証スタンダード)  
問 い 合 わ せ 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 尾 板 裕 介  
(TEL. 03-6731-3410)

## 特別調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という）より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024年6月16日に監視委員会より当社監査役会に対し本件の疑義（以下「本件疑義」という）について第三者委員会による調査を行うよう要請があり、2024年7月5日に特別調査委員会を設置いたしました。

### 本件疑義の内容

- ①ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付けで売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義
- ②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、取引実態があるかとの疑義
- ③当社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入（350百万円）について連帯保証を行ったのではないかとの疑義（取引先会社から提出された金銭消費貸借契約書のコピーしか情報がなく、当社としては取締役会の承認は行っておらず、事実関係が不明であります。）

本件は、当社としては、当時子会社であったピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関して、取引先との契約書等エビデンスを確認し取引実態があると考えられる取引が存在すると強く推定される事情がある中、監視委員会の指摘は、根拠も十分に示されずに行われたものであって、現時点では疑義ともいえない状況と考えております。しかしながら、弁護士とも協議の上、独立性ある形で調査を行うこと自体は重要と考えており、公正かつ独立した調査を行うため外部専門家のみで構成される特別調査委員会の形態で調査を進めることにいたしました。

特別調査委員会設置時に開示を行わなかった理由は、一般に調査委員会の設置の公表は、例えば社内調査をひととおり実施し、相当程度、疑義が認められた場合に行われるのが通例であると本件について個別に相談した弁護士から聞いていることと、本件は現時点で監視委員会からは疑義の詳細が示されているわけではなく、また証拠を示されているわけでもなく、取引先会社の供述が転々変遷していて、ただ現在は監視委員会の見立てに沿う供述をしているに過ぎないといわざるを得ない状況で疑義の根拠も明確に示されていないためです。ただし、調査委員会の調査により、一応の疑義があるというご指摘があった場合には、その時点で開示を検討するというのが当社の見解でありました。しかし、今般、別途開示するとおり、調査の結果が明らかになるまで当期第2四半期決算短信等の公表を延期することとしましたため、本調査委員会の設置についても併せて開

示することとした次第です。

本調査委員会は委員長及び委員に外部の弁護士及び公認会計士を選任しております。本調査委員会の内容につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

## 1. 本調査委員会について

### ■構成■

(調査委員)

委員長 大下 良仁(弁護士・善国寺坂法律事務所)

委員 能勢 元(公認会計士・能勢公認会計士事務所)

委員 榎木 智浩(弁護士・OMM法律事務所)

## 2. 委嘱事項

①ピクセルエステート株式会社(2024年6月1日付けで売却済み)の取引先への前渡金(350百万円)が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義の調査

②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引(計18件)が実体のない取引ではないかとの事実関係の調査

③当社取締役会の承認を得ずに2019年9月に取引先会社と当社代表取締役の吉田弘明との間の金銭消費貸借契約に関する連帯保証契約を締結した取引(貸主:取引先会社、借主:吉田弘明、連帯保証:ピクセルカンパニーズ株式会社)の事実関係の調査

④上記調査の結果判明した事実が財務諸表に与える影響

⑤本件の原因分析及び再発防止策の提言

※調査の過程で調査委員会が類似事案調査を必要と判断した場合には、類似案件調査も追加する予定です

## 3. 特別調査委員会設置日

2024年7月5日

最終報告は2024年11月12日を予定しております。

## 4. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査等が実行的に、且つ透明性が確保して実施されるよう全面的に協力してまいります。本調査委員会の調査の結果次第によって連結業績に影響を及ぼす場合があります。連結業績に影響を与える事象が発覚した際には適宜お知らせ致します。また、調査報告書の受領後につきましては、速やかにその旨及び内容を開示し、再発防止策への提言については真摯に検討・尊重し、当社の今後の内部管理体制に反映する所存であります。

以上